

日本企業等の海外進出支援等に関する外務省（経済局政策課）の関連施策

1. 実施している施策：

(1) 外務省本省における日本企業支援体制の整備

○外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」及び「日本企業支援室」を外務省内に設置（平成25年12月）。

(2) 在外公館職員による日本企業支援の取組

○大使・総領事が先頭に立ち、全ての大使館・総領事館において指名されている日本企業支援担当官を始めとする在外公館職員が、「世界一開かれた公館」を目指し、JETROやJICA等の関係機関と連携のうえ、日本企業に対する各種の情報提供や相談の受付（法規制、裁判、税制、知的財産権保護に関するものを含む）及び外国政府への働きかけなどを行っている（平成25年度の支援実績は約3万6000件）。

2. 計画している施策：

法曹有資格者を活用した在外公館における日本企業支援体制の強化（27年度予算要求中）

在外公館による日本企業支援の取組を強化するため、日本の法曹有資格者を活用する。例えば以下のような業務を在外公館から委託することを検討している。

○現地の法令、法制度及び実務運用等について調査の上、当該調査結果を海外で活動する日本企業に対して提供する。

○海外で活動する日本企業が抱える個別の法的問題等について側面支援する（現地の法規制に抵触しない範囲に限る）。